**大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会　令和2年度定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和3年1月20日（水）午前9時50分から午前11時45分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

５　会議の概要　　令和元年度第2回定例会議の抽出事案5件に係る委員意見を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局及び担当課から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局、担当課に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数2,403件）のうち、委員が抽出した4件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答等　　別添のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 総合評価一般競争 | 大阪府咲洲庁舎長周期地震動追加対策工事（その2） | 3,040,200,000 |
| 建設ｺﾝｻﾙ  ﾀﾝﾄ業務 | 一般競争 | 大阪府大淀警察署ほか点検調査業務 | 8,967,200 |
| 委託役務 | 一般競争 | 大阪府咲洲庁舎設備保守管理業務 | 251,942,400 |
| 物品購入 | 随意契約 | 防刃チョッキ（内・外着兼用）ほか2件の購入 | 21,522,600 |

【抽出事案一覧】

別 添

**≪令和2年度定例会議抽出事案≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【大阪府咲洲庁舎長周期地震動追加対策工事（その2）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 「その1」に当たる案件は、どのような入札状況であったのか。  また、本件の落札率が高く、一者入札となったのはどのような理由か。 | 「その1」に当たる案件は、平成30年度に発注し、2者から応札があったものの、予定価格範囲内の入札がなく、不落となった。本件は「その1」の設計金額を見直した上、改めて発注したものであるが、超高層ビルであることやテナントが営業中であること等、施工上の制約が多く特殊な工事であるため、対応できる事業者が少なく、入札金額が高くなったものと考える。 |
| 応札が一者となるような条件設定をしないようにするとともに、東京オリンピック等の外的要因も踏まえて対応すべきではないか。 | 条件設定については、必要最小限の施工実績を求めるなど、平成24年度の発注案件の応札状況等を踏まえて緩和したが、事業者側で技術者が確保できないことや施工効率が悪いことから、結果的に一者入札となった。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 本件のような特殊で難易度の高い工事については、設計段階で労務単価の考え方を見直すなど、特殊性を反映するよう努める。また、応札者が多く見込めない特殊な工事では、設計図面を詳細に提示するとともに、発注予定を事前に情報提供するなど、参加者確保に努める。 |
| ≪講　評≫  　　本件は平成30年の入札が予定価格超過で不落となり、再公告した事案であるが、当初の入札時において市場価格を適正に把握するような工夫をして予定価格の設定がなされておれば、不落とはならなかったものと考える。また、特殊な工事の場合は、施工の困難性等を的確に把握するとともに、実勢価格を調査しておくべきであると考える。今後は、入札に係る各種情報を可能な限り公表して、多くの事業者が参加できるよう工夫されたい。 | |
| **【大阪府大淀警察署ほか点検調査業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本件を含む他の同種案件について、最低制限価格未満の入札による失格者が非常に多かったのはなぜか。  本件を含む他の同種案件で、落札率が高いものがあったのはなぜか。 | 前年度までは建築調査を建設コンサルタント業務として、設備調査を委託業務として、分割して発注していたが、設備調査の入札参加者が少ないことや、立会い業務の効率化等を踏まえ、今年度から一括で発注したもの。その際、設計図書において業務量を明確に提示しなかったため、応札者が適正に把握できず、失格者が多くなった。もう少し丁寧に対応すべきであったと考えている。  本件は、有効な応札者が少ない中、入札金額の高い者が落札したため、高落札率となった。また、他の案件では、同種案件のうち一つの案件を落札した場合は他の案件を受注できないという入札参加条件（取り抜け方式）により、次順位の者が落札して高落札率となった。 |
| 複数の案件に入札している者でも、落札者となっている場合や、失格している場合があるのはなぜか。 | 本件のみ建築調査における外壁全面打診の検査項目があり、この部分の積算の取扱いによって、入札金額にばらつきが生じたものと考えられる。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、建設コンサルタント業務でありながら、多くの応札者が最低制限価格未満で失格となったものであるが、履行に当たって最低限の品質確保を要することから、今後は入札参加者が正確に業務量を把握できるよう、設計図書等を具体的に提示するなどの対策を講じられたい。特に、取り抜け方式という競争性を一定阻害するような適用もしているため、入札参加者がより的確に積算できるよう努められたい。入札結果等について、次回の定例会議において報告されたい。 | |
| **【大阪府咲洲庁舎設備保守管理業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 過去の入札において応札者が少ないため、競争性確保の観点から入札参加資格を緩和したとのことであるが、本件のような特殊な業務で、あまり緩めて大丈夫か。品質確保をどのように担保しているのか。  　本件のような特殊な業務では、入札を繰り返すと参加者が少なくなり、受注者が固定化するなど、ノウハウの継承が課題となるが、業務の定型化はしているのか。 | 指摘のとおり大規模な施設で安全確保のためには、資格要件は必要不可欠なものであると考えている。過去3回の入札の結果を踏まえてヒアリングを実施し、消防設備士資格について、法的に必要である甲種第４類は維持する一方、それ以外の部分については、すべて甲種より最低限必要である乙種へ緩和を行った。また、履行実績における面積要件の除外を行うなど、安全確保に努めつつ資格要件の緩和を行った。  　業務のマニュアル化は一定行っており、引継ぎ時に提示している。次回入札では、業務マニュアルがある旨を記載するなど、より明確に仕様書を見直したい。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 事業者が参加しやすくなるよう、業務マニュアルがある旨を仕様書に記載するとともに、公告後、入札参加可能な事業者へ情報提供するとともに、人員確保や引継ぎ等が適切に行うことができるよう、公告期間や引継ぎ期間を充分確保できないか検討していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、超高層ビルの特殊な設備の保守管理業務であり、４回目の入札ということで、当初は多くの参加者があったが、今回は２者となっている。今回の入札で受注者が入れ替わったものの、依然として応札者が少ない状況であるため、引き続き入札参加資格の見直しに努めるとともに、事業者が参加しやすくなるよう工夫をされたい。また、事業者における人員確保や適切な引継ぎができるよう、余裕を持った入札手続き期間の設定等に配慮されたい。 | |
| **【防刃チョッキ（内・外着兼用）ほか２件の購入】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本件は随意契約を締結しているが、競争入札にしないのはなぜか。また、装備品で競争入札に付しているものとの違いは何か。  見積り合せに参加している事業者以外に新規参入の余地はあるのか。また、秘密保持に関する対応はどうなっているのか。  　今後に向けて改善点はあるか。 | 本件は警察官の受傷事故等を防止する重要な装備品であり、その機能や性能、仕様等が一般に流通した場合、対抗措置をとられるなど、警察活動全般に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、不特定多数の事業者に仕様書を交付する競争入札とはしていない。また、制服や市販の小盾等、警察官の生命身体に影響を及ぼさない装備品は競争入札に付している。  　従来から新規参入を特に排除するようなことはしていない。また、秘密保持に関する対応は、今後、仕様書を交付する際に秘密保持特約を付すようにしたいと考えている。  　新規参入者の受入に向けた取り扱いについて、検討したいと考えている。これにより、成果品の質の向上にも努めていきたい。また、秘密保持確保についても適切に対応したいと考えている。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、警察官の生命身体を守るという趣旨で、防刃チョッキの仕様に係る機密性を確保するため随意契約としていることは一定理解できるが、見積り合せの事業者選定において新規参入の阻害につながらないよう工夫をされたい。また、現在参加している事業者との間でも、秘密保持契約の徹底を図られたい。今後は、公平性や競争性が確保されるような発注方法について検討されたい。検討結果等について、次回の定例会議において報告されたい。 | |

**≪令和元年度第2回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 委　　員　　意　　見 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| **【大阪府守口警察署新築工事】** | |
| ・総合評価入札では、複数の参加者を確保して競争性を向上させる取組みを進めるとともに、高度で複雑な案件は技術力重視となるような評価方法を検討されたい。  ・入札参加資格における年度内原則1件の受注制限の見直しはできないのか。 | ・積算に時間を要する案件を複数発注すると、業者の応札が困難になることから、可能な限り同日公告とならないよう、発注スケジュールを調整し競争性を確保するとともに、価格と技術の評価については、価格当たりの工事品質を表す指標となる「除算方式」を基本とする中で、業者の技術力が評価値へ適切に反映されるよう、今後とも適正な評価基準等の設定を行う方針。  ・受注制限について、令和2年度から一部の工事で撤廃し、より競争性がはたらくよう改善した。 |
| **【大阪府立国際会議場スプリンクラー設備改修工事（その2）】** | |
| ・本件は、当初の入札が不落となり、その後予定価格を見直して発注したものであるが、営業中の施設や特殊な施工内容等、予め現場調整の手間が想定されているならば、それを反映した積算や要件設定とすべきではないか。  ・業者の技術者を確保するため、できるだけ早期に発注すべきではないか。 | ・積算に当たって市場動向を的確に反映するとともに、設計段階で施工上の手間等の考慮や見積り補正率の適用等を慎重に行うなど、適切な予定価格の設定に努めている。  ・応札者が少ないと見込まれる案件については、施設の稼働状況等を踏まえ、可能な限り早期に発注すること等により、今年度の発注については競争性が改善されている。 |
| **【大阪府立光陽支援学校通学等バス運行業務の委託に係る単価契約】** | |
| 同種案件20件が全て同じ受注者となっているが、競争性の確保や業者の固定化を避けるため、今後は案件の集約化や入札参加資格の見直しをすべきではないか。 | 入札参加資格の履行実績を見直した結果、令和2年度11件の発注で一者入札は1件のみであり、新規参入の業者もあった。なお、案件の集約化については、より広範囲の運行が求められることによる新たな事業所等の設置が必要となるなど、さらに業者の固定化が進むと考える。 |
| **【大阪府立八尾支援学校における学校給食調理業務】** | |
| 同種案件を12件発注して6件が全者予定価格超過等により取止めとなっているが、今後は参加者確保のため、入札参加資格や仕様内容等の見直しをすべきではないか。 | 令和2年度発注分から、入札参加資格における業務責任者等の資格要件の緩和を行うとともに、予定価格の積算についても見直したところ、新規参入も含め参加者数が増加し、取止め件数も発注9件中1件と大幅に減少した。 |
| **【府営住宅強制執行補助業務（単価契約）】** | |
| 従来の電子入札から紙入札に変更し、電子入札に参加できない業者に配慮したものの、結果として現受注者のみの一者入札であったことから、今後は他の発注方法も検討すべきではないか。 | これまでの入札状況の経緯を踏まえ、令和2年度の発注は入札ではなく参加意思確認公募手続を経て、参加意向を示す者がなかったことから、随意契約を締結した。 |